

第5回 法華山谷川水系流域懇談会

議事骨子

事項	第5回 法華山谷川水系 流域懇談会	委員	18名中17名出席
日時	平成25年1月15日 14:00~15:50	場所	兵庫県加古川総合庁舎 5階A・B会議室
内容	1. 開会 2. 議事 (1) 第4回法華山谷川水系流域懇談会議事骨子 (2) 総合治水推進計画(素案)について 3. その他(連絡事項) 4. 閉会		
資料	資料1: 第4回法華山谷川水系流域懇談会議事骨子 資料2: 第4回法華山谷川水系流域懇談会委員意見への回答 説明資料 資料3: 法華山谷川水系総合治水推進計画における目標設定の考え方(案) 資料4: 法華山谷川水系総合治水推進計画(素案)【変更説明】 資料5: 流域対策・減災対策指定施設(候補)一覧		

1 開会

配布資料の確認及び17名の委員の出席により懇談会が成立していることが報告された。

2 議事

事務局より、資料の誤字の訂正及び今後の予定として流域懇談会が第7回まで実施するよう変更したことが報告された。

凡 例	
座) 座長意見	委) 委員意見
事) 事務局回答	

2.1 第4回法華山谷川水系流域懇談会議事骨子

事務局より議事骨子への回答として、資料2により説明があった。主な意見は下記の通り。

委) 資料2では、放流の影響だけの記載しかない。資料5のP15の72番の大池は川池で川を堰き止める形で構成され、その堰は水利組合が管理している。池に水を貯めている時期に大雨が降る場合、堰をそのまま貯める状態にしておくとし、上流に、放流すれば下流に影響があるため、雨の状況に応じてどのように放流するかが難しい。堰を現状のままにしておく限り、上流を河川改修しても堰から水がはけない状況になる。大雨時の堰の管理は県、水利組合どちらが行うかわからない状況である。水利組合は灌漑目的で堰を操作しており、水害防止のための操作方法は過去からの経験をもとに慣習的な申し送りで行っている。堰のゲート操作は売電(関電)で行っているが、停電時には発動発電機で行うようになっている。停電時には堰を5cm上げるのに15分位、全て上げるのに7時間程度かかるような状況であり、加えて今は発動発電機からの分電盤が故障している。これについてはどこに責任があるのか、どこが機能させるべきなのかという問題がある。

事) 大池だけでなく、現状の利害関係を把握する必要があると考えている。

2.2 総合治水推進計画（素案）について

事務局より、資料3及び資料4により「総合治水推進計画（素案）」について説明され、総合治水推進計画に関する協議を行った。主な意見は下記の通り。

(1) 修文について

① 構成について

委) 資料4P3では、内水被害が下流の低平地の問題となっているが、全体の問題ではないか。

事) 修文を考える。

委) 資料4P31②貯水施設における雨水貯留容量の確保において、「確保しなければならない」と記載があるが、ため池は農作物をつくる目的で設けているため、表現がきつすぎるのではないか。

事) 「努める」や「しなければならない」について、表現について、見直しを行う。

② 被害を受けた方の視点からの修文

委) 資料4P13の川池の効果について、大池より上流は田畑が冠水したが、下流が助かったためよかったのか。水田も必要以上に冠水するのはよくないため、川池の効果は上流には悪影響を及ぼしていることも記載が必要である。

委) ため池や水田が埋め立てられたことにより、保水能力が低下して道路冠水が生じている。道路冠水が起らないような住民の意識改革を促す記載が必要である。

事) 被害を受けた方の視点からの記載が抜けていたと考えられるため、修文を考えたい。

(2) 下水道対策について

① 内水対策への取り組み方

委) 資料4P15の下水道対策で内水対策に取り組むとあるが、農水路の壁面嵩上げや輪中堤等の項目が入った場合、下水道対策だけで取り組めるか問題がある。

事) 下水道対策のみで内水対策を実施するわけではなく、流域の特性を踏まえ、農業用水路の活用なども含め、総合的に検討したい。

② 効果の記載方法について

委) 資料4P25の河川下水道対策において、法華山谷川右岸側の対策は記載されないのか。記載されている対策だけで床上浸水戸数が16戸に軽減されるのか疑問が残る。

委) 資料4P11で床上浸水戸数が16戸に低減するとの記載は、16戸がどこか気になるが、このような記載でよいのか。

委) P26下水道(雨水)対策で、雨水をどこまで排水できるかがわからない。

事) 治水対策技術検討会においてシミュレーションをした結果、法華山谷川本川の水位低下により床上浸水が軽減するが、それでも残る家屋について、流域対策や水防で対応する。16戸はシミュレーション結果であるが、記載については再度検討する。

(3) ポンプの運転調整について

- 委) 資料4 P19P32ポンプの運転調整に関しては、内水面からは、ため池や田畑で可能な限りの貯留にあわせて、移動式のポンプを追加してでも本川への排水を強化する必要がある。
- 委) ポンプにおいて、内水を排出することにより堤防が決壊するという表現は、誰が判断するか難しいが、文面的によいのか。
- 事) ポンプの運転調整は、氾濫の状況を把握して一番被害が小さくなる最適な操作を基本としている。どの水位でどのようなポンプ操作をするか、河川管理者とポンプ管理者の双方で協議して決めることになる。
文面については条例等からの引用だが、本流域で適切な表現か確認する。
- 事) 各市で実施される内容を確認の上、記載を考えたい。

(4) 対象区域の見直しについて

- 委) 資料4 P9の計画対象地域図において、河口部が対象となっていないことに疑問が出る。
- 事) 法華山谷川に流れ込む流域を記載しているが、河口部までを対象に変更する。
- 委) エリアを河口まで変更するということであったが、総合治水では、港湾も対象と考えればよいか。
- 事) 河口まで延長するのは護岸までで、海に接する区域は法華山谷川の範囲には含まれない。

(5) 津波の対策について

- 委) 今朝の神戸新聞で東南海・南海地震の津波の影響の記載があったが、法華山谷川でも示してもらいたい。
- 事) 港湾部局と調整して、次回提示する。
- 委) 河川区域、港湾区域のせめぎ合いではなく、津波への安全性については、両者よく協議して確認をお願いしたい。

(6) 計画期間について

- 委) 資料4 P10の計画期間について、加古川流域全体で考えた際に20年で整合がとれるのか。
- 事) 法華山谷川水系では河川整備計画と整合を図った20年を1つの区切りとし、中間的に10年の節目で見直すこととしている。加古川流域全体での推進計画は今後議論する話であるが、他のモデル地域での計画期間は10年としており、10年が1つの連動するタイミングと考えている。

(7) 責務について

① 市との連携

委) 下水やため池等、県だけの問題でなく、市も管理している。県からだけの説明であるが、市にも責務があり、連携を図ってもらいたい。

委) 主体が県ということで県から説明していただいている。全体の計画の中で、ハード面では主体者を明示できても、ソフト面では切り分けできない部分もある。地元の細かな対応等、市で行うことが多くあるので、協力をお願いしたい。

委) 事務局として協議の上、県にとりまとめてもらっている。市でも対策を進めているが、兵庫県や加古川市とも連携を図っていきたい。

② 管理者の記載

座) 資料4P15に県・市・県民の責務が記載されているが、管理者は入らないのか。

事) 条例では、県・市・県民の責務が記載されており、施設の管理者とは、県や市、個人であり、各々が管理者としての責任も発生するため、管理者としての責務は（記載されている条文に）含まれると考えている。

(8) 推進計画の地域への説明

委) 3月末に策定するとのことであるが、地域住民への説明はないのか。

事) 計画案を流域の方に示した上で策定していくことを内部で検討中である。

3 その他（連絡事項）

- ・ 第6回、第7回の法華山谷川水系流域懇談会は、それぞれ、2月18日14時から、3月22日14時からを予定している。

4 閉会

「第5回法華山谷川水系 流域懇談会」が閉会した。

第5回 法華山谷川水系流域懇談会 出欠表

分野		所属	氏名	出欠
学識	河川	神戸大学大学院工学研究科准教授	宮本 仁志	○
	環境	播磨ウエットランドリサーチ代表	松本 修二	欠席
	歴史文化	高砂市教育委員会	清水 一文	○
地域住民	加古川市	東神吉町町内会連合会長	藤原 義昭	○
		西神吉町町内会連合会長	松浦 芳樹	○
		米田町町内会連合会長	大淵 俊彦	○
		志方町中地区町内会連合会長	松本 正義	○
		志方町東地区町内会連合会長	熊谷 千昭	○
		志方町西地区町内会連合会長	三村 修一	○
	高砂市	荒井地区連合自治会長	網干 年明	○
		伊保地区連合自治会長	濱野 和樹	○
		米田地区連合自治会副会長	前田 清春	○
		阿弥陀地区連合自治会長	長谷川 浩三	○
農地・水利 関係者	加古川市	加古川市ため池協議会連絡会 (富木地区環境保全協議会会長)	富木 攻	○
	高砂市	塩市水利組合長	山下 泰男	○
行政	加古川市	下水道部長	梅谷 誠一	○
	高砂市	まちづくり部長	金子 博之	○
	兵庫県	加古川土木事務所長	土居 康成	○

(敬称略、分野ごとに記載)